

(公印省略)  
伊監第50号  
令和3年7月1日  
(2021年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

##### 1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

##### 2 監査の対象部局

平成31(2019)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

##### 3 措置を講じた部局

市民自治部	まちづくり室	消費生活センター
健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課
教育委員会事務局	生涯学習部	社会教育課
		スポーツ振興課

##### 4 監査の期間

令和3年(2021年)4月2日～令和3年(2021年)6月2日

##### 5 監査結果提出日

令和3年(2021年)6月21日

##### 6 措置の内容

別紙令和3年(2021年)6月28日付け伊市ま消第176号、令和3年(2021年)6月24日付け伊健保健第907号、令和3年(2021年)6月25日付け伊教委生社第687号の回答文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊 市 ま 消 第 176 号  
令 和 3 年 6 月 28日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

平成 31(2019)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター

環境政策室 公園課、みどり自然課

2 措置を講じた部局

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)6 月 2 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市民自治部 まちづくり室 消費生活センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 週休日等の振替に伴う超過勤務手当の精算について</p> <p>前回定期監査においては、週休日等の振替に伴う超過勤務手当について、1件の精算処理を行うよう指摘しました。</p> <p>しかし、人事異動等による事務担当者間の事務の引継ぎができていなかったため、当該精算処理が行われていませんでした。速やかに精算処理を行ってください。</p>	<p>給与担当課と調整し、精算処理を行いました。</p> <p>今後は、適正な事務処理を徹底してまいります。</p>

( 公 印 省 略 )  
伊 健 保 健 第 907 号  
令 和 3 年 6 月 24 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

平成 31(2019)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

2 措置を講じた部局

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)6 月 2 日

5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

健康福祉部 保健医療推進室 健康政策課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 会計年度任用職員の報酬支給について</b></p> <p>前回定期監査において、超過勤務命令手当の支給について、時間計算、支給区分及び週休日等の振替による端数時間の処理に誤りがあったため精算処理を行うよう口頭にて指導しました。</p> <p>精算については適切に処理されており、職員2名による確認を行うなど正確な事務処理を行うための体制づくりに取り組んでいます。</p> <p>しかし、令和2年度の会計年度任用職員の超過勤務命令伺書及び週休日等の振替簿を確認したところ、短時間勤務職員の支給区分誤りが1件、週休日等の振替に伴う過大支給が1件、週休日等の振替に伴う支給漏れが1件あり、いずれも精算が必要でした。</p> <p>速やかに精算処理を行ってください。</p>	<p>令和2年度の会計年度任用職員の報酬支給において、精算が必要な3件については、給与制度課へ精算処理の依頼を行いました。</p>

( 公 印 省 略 )  
伊教委生社第 687 号  
令和 3 年 6 月 25 日  
(2021 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

平成 31(2019)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況  
生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

2 措置を講じた部局

生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)6 月 2 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

生涯学習部 社会教育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 準公金の管理について(少年愛護センター)</b></p> <p>前回定期監査において、伊丹市少年育成協会、伊丹市少年補導委員連合会、伊丹市青少年を守る店連絡協議会における会計事務について、出納簿に確認欄を設けるなど様式を見直し、定期的に複数の職員で確認を行う体制を構築するよう指摘していました。</p> <p>令和2年度の会計事務を確認したところ、伊丹市少年育成協会においては、改善が見られたものの、伊丹市少年補導委員連合会及び伊丹市青少年を守る店連絡協議会においては、現在高と出納簿との定期的な確認が行われていませんでした。定期的に複数人により現在高と出納簿との確認を行う体制を、速やかに構築してください。</p> <p><b>(2) 準公金の私費による立替払について(少年愛護センター)</b></p> <p>伊丹市少年育成協会の事務局は少年愛護センターが担い、職員が会計事務を行っています。令和2年度の会計事務を確認したところ、職員による立替払が1件ありました。</p> <p>立替払は、事故やミスが生じるリスクが高いため、公金では認められていません。任意団体の会計事務においても、職員による立替払が発生しないように事務を改善してください。</p>	<p>ご指摘のとおり、伊丹市少年補導委員連合会及び伊丹市青少年を守る店連絡協議会においては、体制が改善できておりませんでした。速やかに現在高と出納簿を定期的に確認する体制に変更いたします。</p> <p>ご指摘のとおり、支払金額が明確でなかったため、令和2年度1件立替払をいたしました。今後は資金前渡払にし、精算書による過不足分処理とするよう改め、立替払が発生しないよう会計事務を改善いたします。</p>

## 監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>1 収入事務について</b></p> <p><b>(1) 収入事務受託者の使用料の金融機関への払込みについて</b></p> <p>稲野公園運動施設使用料の金融機関への払込みについては、徴収事務委託仕様書によると、徴収した使用料を 1 週間以内（その日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）に納付書により指定金融機関等に払い込む旨が定められています。</p> <p>令和 2 年度の収納状況を確認したところ、大半が徴収事務委託仕様書に定められた期日までの払込みとなっていました。一部において、期日までに払込みが行われていない事例がありました。</p> <p>徴収事務委託仕様書と実務とのかい離を改め、適切に事務を行ってください。</p>	<p>稲野公園運動施設使用料の払込みについて、期日までに払い込むよう指定管理者に指示し、徴収事務委託仕様書と実務とのかい離を改め、適切に事務を行います。</p>
<p><b>2 支出事務について</b></p> <p><b>(1) 伊丹市民スポーツ祭種目別大会の委託契約事務について</b></p> <p>前回定期監査において、契約上、伊丹市民スポーツ祭種目別大会の委託内容として記載されていない競技種目の協会へ委託料の支払が行われている状況を改めるよう指摘を行いました。</p> <p>令和 2 年度について確認したところ、契約書に記載されていない協会への支払が 1 件ありました。これは、契約時点で大会開催予定日が不明であったため、記載が漏れていたもので、実際に大会を開催し、実績報告も行われていました。</p>	<p>伊丹市民スポーツ祭種目別大会の委託契約に係る契約書について、今年度より伊丹市民スポーツ祭として大会の開催を委託する競技種目の協会をもれなく記載し、適切な契約事務を行うよう改めました。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>今後、契約書において、伊丹市民スポーツ祭として大会の開催を委託する競技種目の協会をもれなく記載し、適切な契約事務を行ってください。</p> <p><b>(2) 伊丹市民スポーツ祭種目別大会及びスポーツ奨励事業の実績報告について</b></p> <p>伊丹市民スポーツ祭種目別大会及びスポーツ奨励事業の業務委託については、委託された大会や活動を実施した各競技種目の協会に実績報告を提出させ、履行確認を行っています。</p> <p>前回定期監査において、実績報告を提出していない協会があること、実績報告の提出が契約書に規定されていないことを指摘していました。</p> <p>令和 2 年度について確認したところ、実績報告の提出が契約書に規定されていませんでした。また、スポーツ奨励事業において、口頭での報告は受けていたものの、実績報告を提出していない協会が 1 団体ありました。</p> <p>実績報告の提出を契約書に規定し、提出根拠を明らかにすることで、確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行ってください。</p> <p><b>(3) 伊丹市体育協会補助金の実績報告書について</b></p> <p>伊丹市体育協会補助金について、平成 31 年度の実績報告書を確認したところ、報告書の收受手続がされておらず、決裁により報告書の審査及び補助金額の確定を行っていませんでした。</p> <p>文書事務の手引によると「その文書により、市としての意思決定をする可能性のある文書（簿冊に綴じて保管する必要のある文書）は収</p>	<p>伊丹市民スポーツ祭種目別大会及びスポーツ奨励事業の実績報告について、実績報告の提出を契約書に規定し、提出に係る根拠を明らかにするよう対応しました。</p> <p>今後、協会には確実に実績報告を提出させ、適切な履行確認を行うよう改めます。</p> <p>伊丹市体育協会補助金の実績報告書について、令和 2 年度分より、文書事務の手引及び補助金等の交付に関する規則にのっとり收受手続を行い、また、決裁により報告書の審査及び補助金額の確定を行うように改めました。</p>

## 監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>受しなければなりません。」と記載されています。また、補助金等の交付に関する規則第 12 条には、市は実績報告書の審査を行わなければならない旨、第 14 条には、補助金額の確定をしなければならない旨が規定されています。</p> <p>規則にのっとり、文書管理上、收受手続を行い、また、決裁により報告書の審査及び補助金額の確定を行うように事務を改めてください。</p> <p><b>3 財産管理について</b></p> <p><b>(1) 準公金の現在高の確認について</b></p> <p>前回定期監査において、伊丹市体育協会、伊丹市スポーツ振興協議会、伊丹市スポーツ推進委員会及び伊丹少年スポーツ指導者連絡協議会の会計事務における現在高の確認について、定期的に複数人により行うよう、口頭にて指導していました。</p> <p>令和 2 年度の会計事務を確認したところ、伊丹市体育協会は、改善が見られたものの、伊丹市スポーツ推進委員会及び伊丹少年スポーツ指導者連絡協議会は、現在高と出納簿との定期的な確認が行われていませんでした。</p> <p>また、伊丹市スポーツ振興協議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が実施できなかつたため、令和 2 年度は会計事務が発生しませんでした。各任意団体における準公金については、リスクに備えて、定期的に複数人により現在高の確認を行うよう、速やかに管理体制を改めてください。</p>	<p>各任意団体における準公金については、定期的に複数人により現在高の確認を行うよう、速やかに管理体制を改めます。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p><b>4 公の施設の指定管理について</b></p> <p><b>(1) 指定管理者からの月間事業報告の収支状況について</b></p> <p>指定管理者は、基本協定書により、翌月末日までに月間事業報告書を提出することとなっています。前回の定期監査では、緑ヶ丘体育館・武道館等及び稲野公園運動施設の提出書類のうち、収支状況の報告は、支出等の記載がなかったため、収支を漏れなく計上するよう口頭にて指導しました。しかし、稲野公園運動施設分では支出が計上され一部改善されましたが、収入の記載がありませんでした。また、緑ヶ丘体育館・武道館等施設分は支出等の記載がなく、改善が見られませんでした。</p> <p>指定管理者からの収支状況の報告は、指定管理者が指定管理期間に継続して業務を遂行できるかどうかを確認するだけでなく、指定管理者の評価や施設の事業についての方針決定のための重要な材料で、正確な把握が求められます。収支が漏れなく計上された収支状況の報告を受領するようにしてください。</p> <p><b>(2) 指定管理者との連絡会議について</b></p> <p>指定管理者と情報交換や業務の調整を図るため、基本協定に基づく連絡会議を開催することになっています。前回定期監査において、連絡会議を行う場合には議事録等の記録を作成するよう口頭にて指導しました。指導後に、議事録が作成されるようになり改善が見受けられましたが、担当者が代わる際の引継ぎが十分に行われていなかったため、令和 2 年度は作成されて</p>	<p>指定管理者からの月間事業報告書について、毎月の収支状況を正確に把握できるよう、収支が漏れなく計上された収支状況の報告を指定管理者に指示し、受領するよう改めます。</p> <p>指定管理者との連絡会議について、より効果的な指定管理業務を行うためにも、打合せの内容、経過や結論などを記録する資料を作成するように改めます。また、引継ぎが適切に行われるよう体制を構築します。</p>

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>いませんでした。</p> <p>より効果的な指定管理業務を行うためにも、打合せの内容、経過や結論などを記録する資料を作成するようにしてください。また、引継ぎが適切に行われるよう体制を構築してください。</p>	